

高松市地域行政組織再編計画基本構想の概要

◆ 基本構想策定の趣旨

本市では、平成17年度の合併を踏まえ、現在地域行政組織として、7支所21出張所等を設置しています。しかしながら、今後予測される人口減少、少子超高齢社会の進展やそれに伴う市民ニーズの多様化、ますます厳しさを増す行財政環境等、地方行政組織を取り巻く環境は大きく変化するものと思われまます。

本市では、将来にわたって持続的な発展を可能とするため、コンパクトで持続可能な都市づくりを目指すこととしており、市民の身近な行政機関である地域行政組織について、簡素で効率的でありながら、市民ニーズに的確に答えられる合理的な行政組織となるよう、地域行政組織の再編に取り組むこととしました。

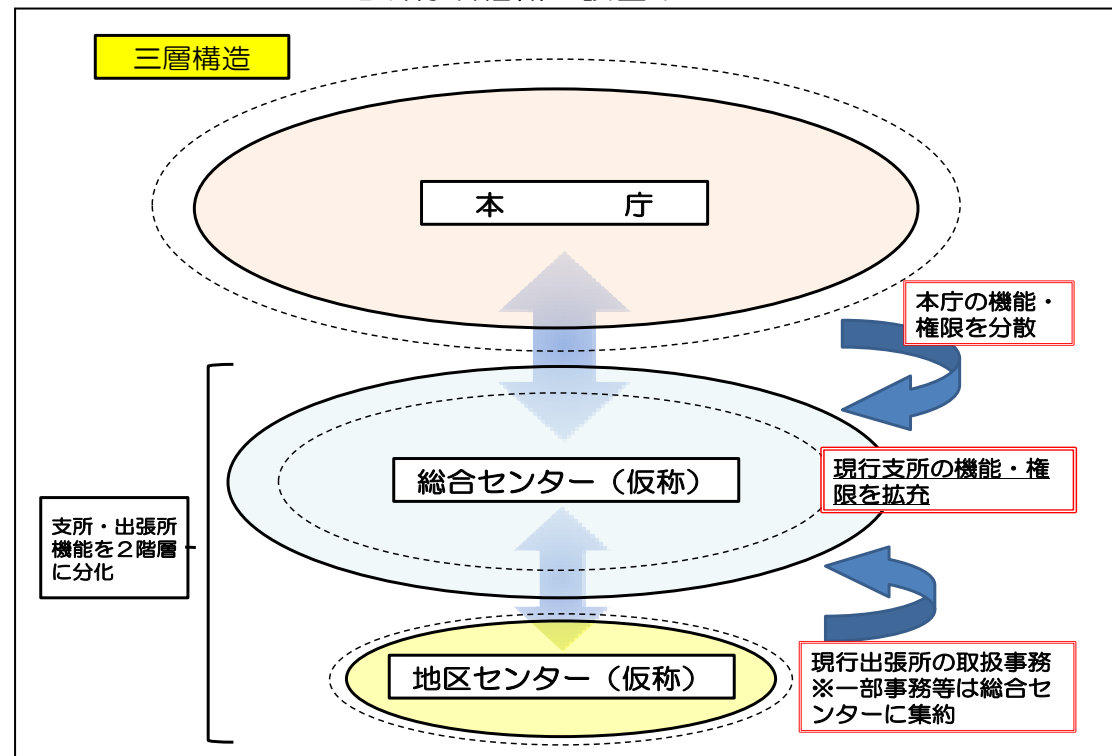
◆ 再編に当たっての考え方

再編に当たっては、市役所が取り扱うサービスのほとんどが本庁組織に集約されている、現行の体制を抜本的に見直すため、市民により近いところで幅広い行政サービスが提供できるよう、本庁機能を、ある程度、地域行政組織へと分散させることが必要です。

しかしながら、現在のすべての支所・出張所において、その機能を充実させることは、職員の配置の分散化に伴って組織が肥大化し、本市の行財政運営の効率性が著しく低下することになります。

そこで、組織の効率性も確保しつつ、地域の実情に適応したサービス提供を可能とするため、本庁と地域行政組織の組織体制の見直しに当たっては、現状の二層構造方式における「本庁-支所・出張所」組織を再編し、「本庁-総合センター（仮称）-地区センター（仮称）」の三層構造への移行を目指すこととします。

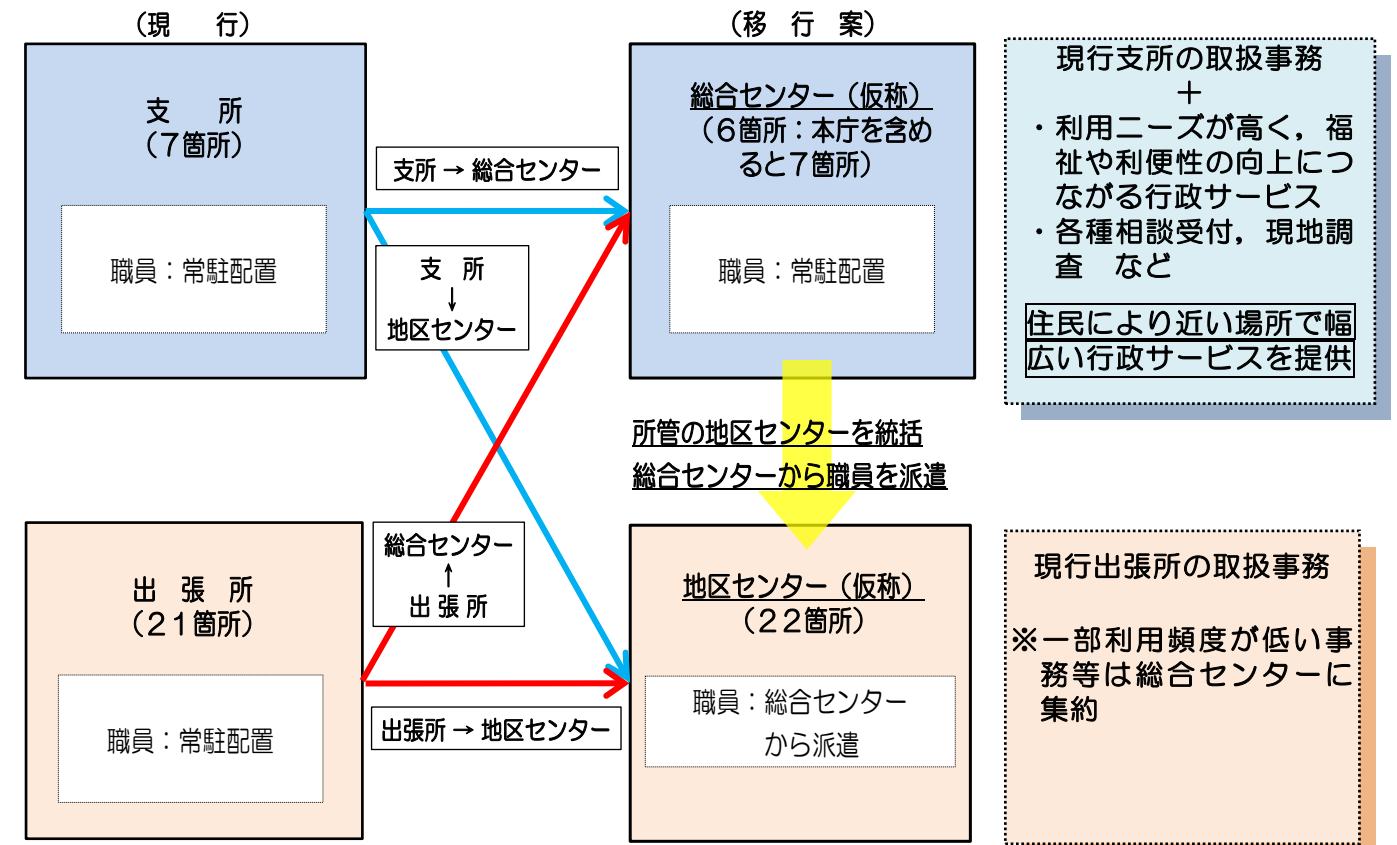
《地域行政組織の設置イメージ》



◆ 再編後の地域行政組織の分掌事務・組織・人員の考え方

名称	分掌事務	組織・人員体制
総合センター（仮称）	現在の支所で取り扱っている、市民生活に直結する行政サービスの提供に加え、現在本庁でしか取り扱っていない事務のうち、利用ニーズが高く、地域住民の福祉や利便性の向上につながる行政サービスの提供を中心に、総合センター（仮称）でも取り扱うこととします。	総合センター長（仮称）を配置し、権限を付与することにより、業務のスピード化・効率化を進めます。 職員数については、現在の支所の職員数や、総合センター（仮称）移行による機能拡充、また、所管区域内の各地区センター（仮称）への派遣対応職員などを考慮し、配置する必要があると考えます。
地区センター（仮称）	基本的には、現在、出張所で取り扱っている事務を引き継ぎますが、一部の利用頻度が低い事務や広域的に処理すべき事務などは、総合センター（仮称）に集約することとします。	効率的な組織体制に再編する観点から、業務量に応じた柔軟な職員配置が可能となるよう、総合センター（仮称）から職員を派遣することとします。

《地域行政組織再編のイメージ》



◆ 総合センター（仮称）の所管区域の考え方

総合センター（仮称）の所管区域の設定に当たっては、同センターが地域の行政サービスの中核的な拠点であることを踏まえ、第5次高松市総合計画における地域別計画区域である、都心地域、中部地域、東部地域、西部地域、南部地域の5区域を基本とし、人口・面積・地形、地域コミュニティの区域等や地域の実情等を総合的に勘案して、区割りの設定について検討しました。

《検討事項》

- ・東部地域は面積が広域であるうえに、南北方向の距離が長くなっていることから、都市計画マスタープランの地域別構想の区割りと同様に、同区域を南北に分割します。
- ・中部地域と西部地域は、面積規模が同等であります。人口は大きな差があるため、この2つの地域をあわせた区域を3つの区域に分割することが適当であることから、まず、都市計画マスタープランの地域別構想の西部北地域を1つの区域とするとともに、残りの区域について、面積規模が同等になるよう、中部地域と西部南地域の2つの区域に分割します。
- ・南部地域は、面積規模が最も広く全体の32.6%となっており、区域を広げたり、狭くしたりするなどの調整が難しい区域です。

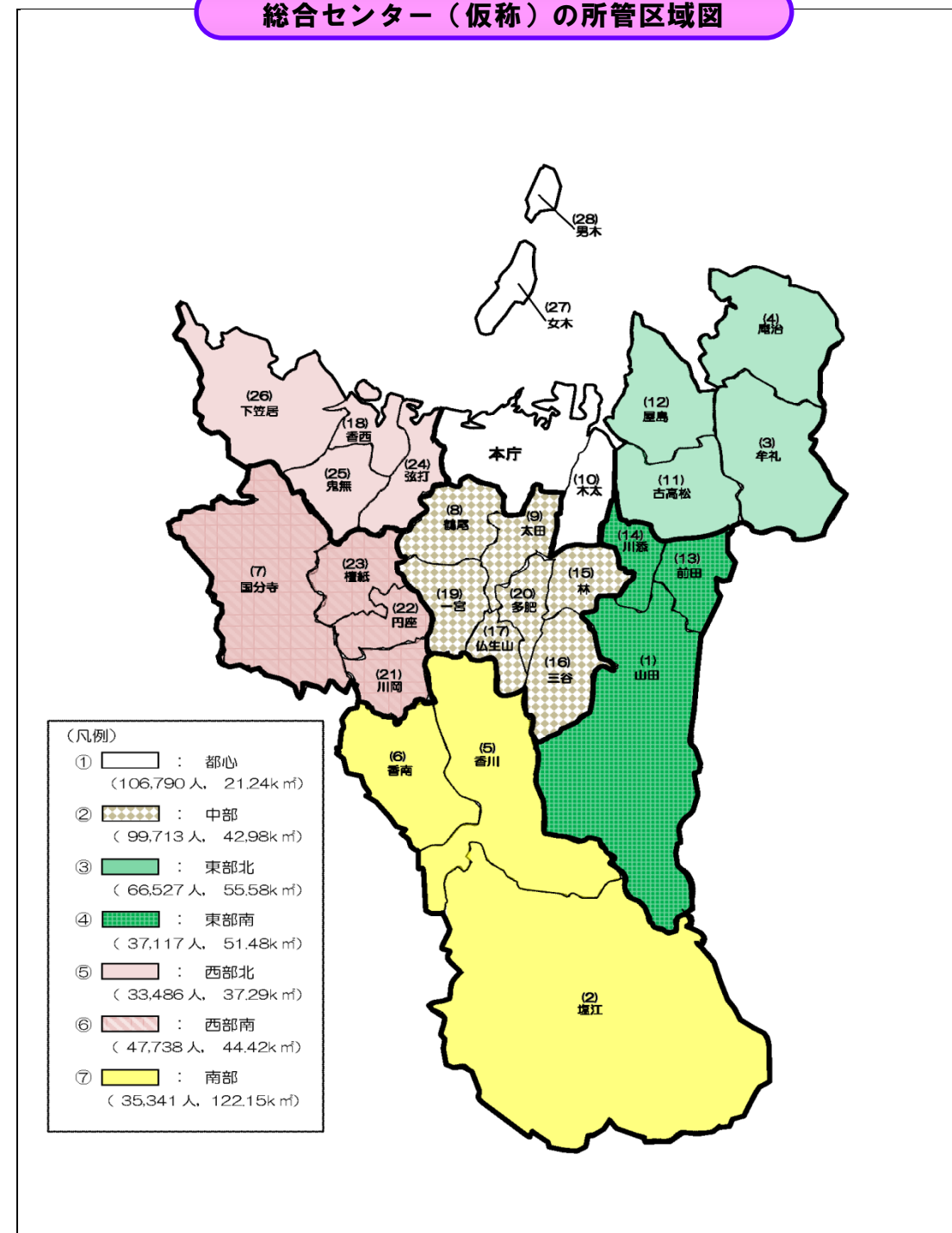
この区割り調整の結果を踏まえ、区域の設定については、次の7地域とするのが適当であると考えます。

《所管区域設定－7地域－》

地域名	所管区域（現行の支所・出張所）	人口（人）	面積（k㎡）	総合計画地域区分
①都心	本庁、木太、女木、男木	106,790	21.24	都心・中部
②中部	鶴尾、太田、林、三谷、仏生山、一宮、多肥	99,713	42.98	都心・中部
③東部北	牟礼、庵治、古高松、屋島	66,527	55.58	東部
④東部南	山田、前田、川添	37,117	51.48	東部
⑤西部北	香西、弦打、鬼無、下笠居	33,486	37.29	西部
⑥西部南	国分寺、川岡、円座、檀紙	47,738	44.42	西部・中部
⑦南部	塩江、香川、香南	35,341	122.15	南部

※現行の支所・出張所のうち、総合センター（仮称）へ移行しないものが地区センター（仮称）となります。

総合センター（仮称）の所管区域図



◆ 今後の考え方

この基本構想は、地域行政組織の再編に向けて、検討すべき課題等を明らかにし、再編に当たった基本方針等を整理することを目的に策定するものです。

具体的設置案につきましては、地域における行政サービスの拠点という重要な施設であることを踏まえ、市議会や市民の方々のご意見を踏まえ、種々検討を行ったうえで、今後、策定予定の「地域行政組織再編計画」において、最終的な設置案を定めることとします。

《今後のスケジュール》

年度	H24	H25	H26	H27	H28
合併経過年数	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目
地域行政組織再編計画	基本構想策定	再編計画策定	計画に基づき移行に向けた検討・調整		移行